

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

(平成30年4月1日以降適用)

資金種別	貸付対象者	内 容 (貸付期間)	貸付限度額					据置期間	償還期限				
			個人	2850,000 円									
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人	2,850,000 円					貸付の日から 1年	据置期間経過後 7年以内			
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現在営んでいる事業を継続するのに必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人	1,430,000 円					貸付の日から 6か月	据置期間経過後 7年以内			
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金<就学期間中>	一般分月額(円)					当該学校卒業後 6ヶ月	据置期間経過後 20年以内(専修学校一般課程は5年以内)				
			高校・専修(高等)	国公立	自宅	27,000	27,000			27,000			
				私立	自宅外	34,500	34,500			34,500			
			高専	国公立	自宅	31,500	31,500			31,500	67,500	67,500	
				私立	自宅	48,000	48,000			48,000	79,500	79,500	
			短大(専門)	国公立	自宅	67,500	67,500						
				私立	自宅	79,500	79,500						
			大学	国公立	自宅	67,500	67,500			67,500	67,500		
				私立	自宅	81,000	81,000			81,000	81,000		
			専修(一般)			48,000	48,000						
			大学院		修士課程	132,000	132,000						
					博士課程	183,000	183,000			183,000			
			※特例加算あり(児童扶養手当額)										
			技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金知識(技能を習得する期間中5年を超えない範囲内)	一般	月額 68,000 円						
			特別	一括 816,000 円 (自動車運転免許取得) 460,000 円									
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内)	一般	月額 68,000 円					習得期間満了後 1年	据置期間経過後 6年以内			
			特別	(自動車運転免許取得) 460,000 円									
			※特例加算あり(児童扶養手当額)										
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般	100,000 円					貸付の日から 1年	据置期間経過後 6年以内			
			特別	330,000 円									
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子家庭の児童 父子家庭の児童 (介護の場合は児童を除く)	医療又は介護を受けるために必要な資金(当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)	医療	一般 340,000 円 特別 480,000 円					医療又は介護を受ける期間終了後 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内			
			介護	500,000 円									
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能習得期間の生活補給資金(3年以内)	月額 141,000 円 (生計中心者以外の者 月額69,000円)					知識技能習得期間終了後 6ヶ月	据置期間経過後 20年以内				
			医療及び介護を受けている期間の生活補給資金(1年以内)					月額 103,000 円 (生計中心者以外の者 月額69,000円)	医療又は介護を受ける期間終了後 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内			
			母子(父子)家庭となつて7年未満の生活補給資金					月額 103,000 円 (合計 2,400,000円限度) (生計中心者以外の者 月額69,000円) ※養育費取得のための裁判費用 1,236,000円限度	貸付期間満了後 6ヶ月	据置期間経過後 8年			
			失業期間中の生活補給資金(離職した日の翌日から1年以内)					月額 103,000 円 (生計中心者以外の者 月額69,000円)	貸付期間満了後 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内			
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現に居住し、かつ原則として所有する住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000 円 (特別な場合 2,000,000 円)					貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 6年以内(特別な場合は7年以内)				
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居移転に伴う住居の賃借に際し必要な資金	260,000 円					貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 3年以内				
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童(20以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)が就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小 学 校	40,600 円			卒業後6か月	据置期間経過後 5年以内					
			中 学 校	47,400 円									
			高校・高専・専修学校	自宅通学	150,000 円								
				自宅外通学	160,000 円								
			私立の高校・専修学校(高等課程)	自宅通学	410,000 円								
				自宅外通学	420,000 円								
			大学・短大・専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	370,000 円							
				私立	自宅通学	380,000 円							
			大学院	国公立	380,000 円								
				私立	590,000 円								
			修業施設等		自宅通所	90,000 円							
		自宅外通所	100,000 円										
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(20以上の子含む)、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	結婚する子1人につき 300,000 円			貸付の日から 6か月	据置期間経過後 5年以内						

※貸付資金ごとに貸付要件を定めています。また、母子・父子福祉団体(複数の母子家庭の母等の共同企業を含む。)への貸付も行っています。詳しくは、お住まいの市町村役場又はお住まいの地域の県総合事務所福祉保健局へお問合せください。

※貸付の決定に当たっては、実際に必要となる経費等を確認した上で、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。

※貸付金は、原則無利子です。ただし、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金以外の資金で、連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の利子が課せられます。

※償還等について

償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。

違 約 金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元金につき年5.0%の違約金を徴収します。